

主な変更許可の内容

1. 新規制基準への適合

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正に伴い、六ヶ所ウラン濃縮工場加工施設を「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に適合させるために必要な安全対策を追加する。

2. 新型遠心機への更新

既設遠心機によるカスケード設備のRE-2Aの更新未着手分（75 t SWU／年）、RE-2B（150 t SWU／年）及びRE-2C（150 t SWU／年）の合計375 t SWU／年分を撤去し、新型遠心機によるカスケード設備に更新する。

3. Bウラン濃縮廃棄物建屋の増設

ウラン濃縮工場から発生する放射性固体廃棄物の保管能力を増強するため、Bウラン濃縮廃棄物建屋を増設する。

4. 付着ウラン回収容器の増設

付着ウラン回収設備によりカスケードから回収したウランを保管するため、付着ウラン回収容器を増設する。

以 上